

# 令和2年度邑楽町ひとり親家庭等への 臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当受給者を対象に臨時特別給付金を支給します。

## 1. 支給対象者

令和2年3月～6月分の児童扶養手当の受給者  
※支給停止の方は除く

## 2. 給付額

受給者1人あたり10,000円（1回限り）

## 3. 支給方法

児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。

## 4. 申請

申請は不要です。

## 5. 支給日

7月末から順次支給します。  
支払前に支払通知書をお送りします。



邑  
楽  
町

①給付金のご案内を送付します。

②辞退・口座変更等する場合はご連絡ください。

③児童扶養手当口座へ振り込みます。

対  
象  
者

### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度ひとり親家庭への臨時特別給付金」は、令和2年4月～令和2年6月分の児童扶養手当を受給していれば、引っ越した場合も支給されます。対象者にはご案内を送付しますので、内容についてご確認ください。

### Q. 児童扶養手当を受給していましたが、口座を解約しました。

A. 口座登録届出書を送付しますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。この場合支給が遅れる可能性があるのでご注意ください。また、令和2年12月末までに振込みが口座解約・変更等によりできない場合は、ひとり親家庭等への臨時特別給付金が支給されなくなりますので、予めご了承ください。

### お問い合わせ先

邑楽町役場 子ども支援課 児童福祉係 電話：0276-47-5044

「ひとり親家庭等への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに邑楽町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに邑楽町子ども支援課又は最寄りの警察にご連絡ください。